

協議会だより

令和六年度予算「運営費における常勤職員配置の改善」について

国は、二〇二三年二月に発表した「子ども未来戦略」において、「放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、二〇二四年度から常勤職員配置の改善などを図る」ことをあげています。

令和六年度（二〇二四年度）当初予算では学童保育に関わって、「運営費における常勤職員配置の改善」として、「現行の補助基準額に加え、常勤の放課後児童支援員を二名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました（以下、創設された「補助基準額」。本誌二〇二四年三月号「協議会だより」参照）。

学童保育の運営費は現在、指導員

の配置状況（①国の定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」どおりの配置、②有資格者一名のみの配置、③無資格者を複数人配置、④無資格者を二名のみ配置の四通り）に応じて補助基準額が設けられていて、これは二〇二四年度も継続されます。

補助金を受けるには、市町村が予算化する（議会で承認を得る）必要があります。国・都道府県・市町村の負担割合は三分の一ずつのため、表現に向けて各自自治体に働きかけていく必要があります。

創設された「補助基準額」は、「有資格者が常勤職員として複数配置されること」が予算に反映されたという意味では評価できます。しかし、あくまでも運営費の増額であって、発費の引き上げではないことで、発

表された時点で「常勤職員」「配置」の定義が明確に示されていなかったという懸念もありました。

二〇二四年三月二日、子ども家庭庁が自治体に「子ども・子育て支援交付金交付要綱（案）」と「常勤職員配置に関するQ&A（案）」を発出し、「常勤職員」の定義が示されました。「子ども・子育て支援交付金交付要綱（案）」では、つぎのように示されています。

◆常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

* * *
社会的にイメージされる常勤職員は一日八時間勤務の正規雇用職員です。しかし今回の国の定義では、極

論すると、施設で定めた勤務時間が四時間であれば、四時間勤務でも常勤職員となります。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）では、常勤職員をつぎのように定義しています。

「非常勤や臨時職員、パートタイマー、アルバイトのように時間の短い勤務ではなく、年間一八〇〇時間程度、週四〇時間勤務程度の一日勤務であって、かつ雇用期間の限定された労働ではなく、雇用期間の定めのない勤務」

一方、国の考えでは、かつて、国が積算する人件費の補助単価は、平日六時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていました（二〇一六年度以前は、一人当たり年額一七四万円程度で計算）。

また、厚生労働省が行ってきた実施状況調査では、常勤職員を「原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者」という。また、一日六時間以上かつ月

二〇日以下勤務する者は、上記にかかわらず『常勤職員』とする」とし」と定義してきました。

二〇一五年から実施されている「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、そして二〇一七年度に運営費補助基準額が増額された際に、国が常勤職員の配置を検討した流れから考えると、全国連協では、常勤職員は少なくとも平日六時間を超える勤務であることを共通認識にする（？）が必要だと考えていました。このたび示された常勤職員の定義は、これらの定義と比較すると後退した印象を受けます。

また、創設された「補助基準額」に「みなし」の職員も含まれるか否かについて、全国連協からごも家庭庁に問い合わせたところ、追って示されるQ&Aを参照してはしることでした。

「みなし」の問題点は、以下のとおりです。令和五年度予算では、指導員の有資格者の「みなし」に関わ

る措置がありました（本誌二〇二三年五月号「協議会だより」参照）。これは、「基礎資格があれば、修了することで資格が付与される」「放課後児童支援員認定資格研修」の受講がともなわず、「放課後児童支援員」としての役割及び育成支援の内容の「共通理解」「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識」がなくても、二年間は

事業に従事できる」とことを意味しています。さらには、「その状況がづくづくに年限が設けられていない」という大きな問題点があります。有資格者が就労を継続できずに配置基準を満たしていない状況を「みなし」で解決しようとするのは、資格の必要性を大きく揺るがすことであり、放課後児童支援員は「誰でも」「という考え方につながる危険性をはらう」とも言えます。

* * *

全国連協では現在、「現時点で、

事業の根幹を担う『正規』『常勤』『主任』『施設長』と位置づけられている指導員の働き方と処遇について（主なもの）『常勤職員配置の改善』について、担当課から連絡・説明があったか否か」「担当課の意向はどうか」「現場・連絡協議会の要望は」「予算化の見通し」について全国連協を構成する地域連絡協議会を対象に、情報収集に取り組んでいます。

国は今回の常勤職員配置の改善の目的を、「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによつて、利用する子どもの生活の安定をめざすもの」と説明しています。これまで私たちが要望してきたように、子どもたちに「生活の場」を保障するうえで「職員の『専任・常勤・複数体制』」「指導員の勤務時間」として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることが必要です。日々の実践にもついで、国、地方自治体・地方議会にていかに説明するなどして、「放課後児童クラブ

運営指針」に示された内容を確認に行うことについてその理解を求めていきます。

緊急申入書を提出しました

「令和六年能登半島地震」で被災した家庭を対象に、学童保育の利用料を減免する市町村を国が支援するという発表を受けて、二〇二四年三月一四日、全国連協は内閣府特命担当大臣（ごも政策担当）宛てに『令和六年能登半島地震』によつて被災した学童保育の支援をすすめるための緊急申入書』を提出しました。

被災した利用者の経済的な負担を減らすために、国が利用料を補助するのは、今回がはじめてです。ただし、今回の補助は、減免した金額の三分の一ずつを県と市町村が負担するようになっていきます。全国連協では国のさらなる支援が必要と考え、「国の負担割合を二〇分の二〇とする」と「緊急に申し入れました。